



# 長野県公報

平成30年  
3月16日(金)  
第2969号

## 目 次

### 告 示

○と畜場番号を定める告示の一部改正	160
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	160
○公印の廃止	161
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	161
○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定	162
○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止	162
○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止	162
○平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格	163
○平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格	165
○道路の区域の変更	166
○道路の供用開始	166
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	167

### 公 告

○平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等	167
○平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等	169
○土地区画整理組合理事の退任	171
○都市計画決定図書の写しの縦覧	171
○同	171
○同	171
○同	172
○都市計画変更図書の写しの縦覧	172
○同	172
○同	173
○同	173
○同	173
○開発行為の工事完了	173

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表	174
○同	175
○同	175
○同	175
○同	176
○同	176
○同	177

- 政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表..... 177
- 同..... 178
- 同..... 178
- 選挙権を有する者の3分の1及び50分の1の数等の告示..... 179
- 監査委員**
- 監査結果の公表..... 180
- 財政的援助団体等の監査結果の公表..... 183
- 労働委員会**
- 労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標..... 185
- 正 誤**
- 平成14年号外第78号中..... 186
- 平成15年号外第102号別冊中 ..... 186
- 平成16年号外第83号別冊中..... 186
- 平成17年号外第96号別冊中..... 186
- 平成18年号外第102号別冊中 ..... 186
- 平成19年号外第101号別冊中 ..... 186
- 平成20年号外第93号別冊中..... 186
- 平成21年号外第94号別冊中..... 186
- 平成22年号外第113号別冊中 ..... 186
- 平成23年号外第102号別冊中 ..... 186
- 平成24年号外第98号別冊中..... 186
- 平成25年号外第81号別冊中..... 186
- 平成26年号外第68号別冊中..... 186
- 平成27年号外第74号別冊中..... 186

**告 示**

**栃木県告示第百八号**

と畜場番号を定める告示（昭和五十四年栃木県告示第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十六日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">と畜場番号</td> <td style="width: 50%;">と畜場名</td> </tr> <tr> <td>1～13 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> <tr> <td>15 略</td> <td></td> </tr> </table>	と畜場番号	と畜場名	1～13 略		14	削除	15 略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">と畜場番号</td> <td style="width: 50%;">と畜場名</td> </tr> <tr> <td>1～13 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td style="text-align: center;">株式会社 両毛食肉センター</td> </tr> <tr> <td>15 略</td> <td></td> </tr> </table>	と畜場番号	と畜場名	1～13 略		14	株式会社 両毛食肉センター	15 略	
と畜場番号	と畜場名																
1～13 略																	
14	削除																
15 略																	
と畜場番号	と畜場名																
1～13 略																	
14	株式会社 両毛食肉センター																
15 略																	

（生活衛生課）

**栃木県告示第百九号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

栃木県知事 福田 富一

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 陸橋北

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字名	地番	標柱番号
足利市	五十部町	中堀	一一三三番一	一号及び二号
同	今福町	立岩山	七八三番一五地先道路敷	三号
同	同	同	七八三番九一	四号
同	同	同	七八三番一	五号及び六号
同	同	同	七八三番三七	七号及び八号
同	同	同	七八三番八	九号
同	同	同	七七八番	十号から十三号まで
同	同	同	七八三番七八	十四号
同	同	同	七八三番七六	十五号
同	同	同	七八三番五二	十六号
同	同	同	七八三番三一	十七号
同	同	同	七八三番九〇	十八号

(砂防水資源課)

栃木県告示第110号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

名称	寸法 (ミリメートル)	書体	用途	廃止期日	廃止理由
栃木県経営 管理部長印	方20	てん書	一般文書用	平成30年 2月28日	摩耗のため

(文書学事課)

栃木県告示第111号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970802658	株式会社Berrous 代表取締役 稲葉 耕士	三友訪問看護おや ま	小山市西城南三丁目 17番7号城南ウイン グⅢ106号室	平成30年 3月1日	訪問看護

## 栃木県告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0970802658	株式会社Berrous 代表取締役 稲葉 耕士	三友訪問看護おや ま	小山市西城南三丁目 17番7号城南ウイン グⅢ106号室	平成30年 3月1日	介護予防訪 問看護

## 栃木県告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0970202271	株式会社カルナケアサ ービス 代表取締役 須永 英明	ヘルパーステー ションカルナ	足利市大前町706番 地	平成30年 2月16日	訪問介護
0970800579	株式会社ケアネット 代表取締役 松岡 晴男	株式会社ケアネッ ト小山サービスセ ンター	小山市城東五丁目8 番10号	平成30年 2月13日	福祉用具貸 与

## 栃木県告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		
0970202271	株式会社カルナケアサ ービス 代表取締役 須永 英明	ヘルパーステー ションカルナ	足利市大前町706番 地	平成30年 2月16日	介護予防訪 問介護
0970800579	株式会社ケアネット 代表取締役 松岡 晴男	株式会社ケアネッ ト小山サービスセ ンター	小山市城東五丁目8 番10号	平成30年 2月13日	介護予防福 祉用具貸与

(高齢対策課)

## 栃木県告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成30年度に県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を定めたので、自治令第167条の5第2項（自治令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

## 1 県が発注する建設工事

県が発注する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事とする。

## 2 競争入札参加資格

一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項及び5の技術評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとし、このうち別表に掲げる建設工事の種類については、請負対象額と対応させた等級に格付を行うこととする。ただし、特例政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札参加資格については、一般競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、4の経営事項審査評価事項の審査の結果を総合的に勘案してこれを認めることとする。

## 3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者であること。

(1) 自治令第167条の4第1項に該当する者

(2) 自治令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者

(3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者

(4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者

(5) 次のアからウまでに定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がないものを除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(6) 法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が平成30年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある経営事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。）を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

(7) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

ア 平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者

イ アの申請に際し送信する工事経歴書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者

ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(8) 法第3条の規定による許可を受けていない者

4 経営事項審査評価事項

審査基準日における経営事項審査の項目

5 技術評価事項

- (1) 平成28年10月1日の前日までの3年間において県が発注し、完成した建設工事の工事種別ごとの工事成績
- (2) 栃木県優良建設工事表彰要綱（平成15年3月26日付け監第287号土木部長通知）に基づく平成26年度から平成28年度までにおける優良建設工事表彰受賞歴
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者の雇用に関する状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出の有無及び同法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定の有無
- (5) 関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく災害時の基礎的事業継続力認定の有無

6 その他

- (1) 平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第560号）又は平成29年度及び平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成29年栃木県告示第121号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。
- (2) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

別表

1 土木一式工事

等級	請負対象額
SA	5,000万円以上
A	3,000万円以上 1億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

2 建築一式工事

等級	請負対象額
SA	5,000万円以上
A	3,000万円以上 2億円未満
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

3 電気工事及び管工事

等級	請負対象額
A	2,000万円以上
B	500万円以上 2,000万円未満
C	500万円未満

4 ほ装工事

等級	請負対象額
A	1,500万円以上

B	500万円以上	1,500万円未満
C	500万円未満	

## 5 造園工事

等級	請負対象額	
A	1,000万円以上	
B	1,000万円未満	

## 6 とび・土工・コンクリート工事及び塗装工事

等級	請負対象額	
A	500万円以上	
B	500万円未満	

## 栃木県告示第116号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により平成30年度に県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を定めたので、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により次のとおり公示する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

## 1 県が発注する測量・建設コンサルタント等業務

県が発注する測量・建設コンサルタント等業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 測量業務
  - 一般測量、地図の調製、航空測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
  - 意匠、構造、電気、機械
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
  - 土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備、建設機械、地質、造園その他の土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
  - 土地評価、物件・権利調査、事業関連調査、登記手続等
- (6) その他の業務
  - 河川敷等の草刈り業務、側溝清掃業務その他(1)から(5)までに含まれない業務

## 2 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者からの申請に基づき、3の競争入札参加資格を認められない者に該当する場合を除き、これを認めることとする。

## 3 競争入札参加資格を認められない者

次の(1)から(7)までのいずれかに掲げる者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 県税（地方消費税を含む。）に未納がある者
- (4) 県外に主たる営業所を有する者で、法人の申請者にあつては法人税又は消費税、個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに掲げる者

- ア 平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中重要な事項について虚偽の入力をし、又は重要な事実について入力をしなかった者
- イ アの申請に際し送信する測量等実績調書等に係るデータ中重要な事項について虚偽の記録をし、又は重要な事実について記録をしなかった者
- ウ アの申請に係る提出書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(7) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

4 その他

平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第561号）又は平成29年度及び平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成29年栃木県告示第122号）に基づく競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。

(監理課)

栃木県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年3月16日から同年4月16日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道

路線名 119号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	前	宇都宮市徳次郎町88から 宇都宮市徳次郎町80-2まで	12.2～12.3	37.4	
	後	宇都宮市徳次郎町88から 宇都宮市徳次郎町80-2まで	12.2～15.3	37.4	

栃木県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30年3月16日から同年4月16日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道293号	鹿沼市村井町字道目木189番6から 鹿沼市村井町字道目木189番6まで	平成30年3月16日
32	主要地方道 栃木粕尾線	栃木市仲方町字川端165-6から 栃木市仲方町字川端165-6まで	平成30年3月16日
32	主要地方道 栃木粕尾線	栃木市仲方町字川端166-14から 栃木市仲方町字川端171-5まで	平成30年3月16日

32	主要地方道 栃木粕尾線	栃木市仲方町字山際198-6から 栃木市仲方町字山際186-8まで	平成30年3月16日
184	一般県道 安塚雀宮線	宇都宮市さつき1丁目987-4から 宇都宮市さつき1丁目987-4まで	平成30年3月16日
225	一般県道 花岡狭間田線	塩谷郡高根沢町大字花岡字北原1006-1から 塩谷郡高根沢町大字花岡字北原1006-1まで	平成30年3月16日
225	一般県道 花岡狭間田線	塩谷郡高根沢町大字花岡字中ノ沢1434から 塩谷郡高根沢町大字花岡字中ノ沢1436-5まで	平成30年3月16日

(道路保全課)

**栃木県告示第119号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、小山市思川西部土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 組合の名称  
小山市思川西部土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成26年2月7日から平成31年3月31日まで
- 3 施行地区  
小山市大字立木字寺ノ前の全部並びに字新道、字寺ノ南、字寺ノ内、字堤内、字十二所、字上宿、字村南、字膳棚、字間々下、字天神、字堀本及び字大日川原の各一部
- 4 事務所の所在地  
栃木県小山市立木1410番地1
- 5 設立認可の年月日  
平成26年1月31日
- 6 変更の内容  
設計の概要の変更及び資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日  
平成30年3月7日

(都市計画課)

**公 告**

## ○平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等

平成30年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成30年栃木県告示第115号。以下「告示」という。）1の県が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「一般競争入札参加資格」という。）及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 受付期間  
平成30年4月1日から同年11月16日まで
- 2 申請方法

## (1) 電子申請

一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。

## (2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 ☎028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要せず、また、ウに掲げる書類で健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（告示3の(5)の届出の義務を履行していることをいう。以下同じ。）又はそれらに加入する義務がないこと（告示3の(5)の届出の義務がないことをいう。以下同じ。）を確認できる場合については、イに掲げる書類を提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県建設工事競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること又はそれらに加入する義務がないことを確認できる書類の写し

ウ 告示3の(6)の審査基準日が平成30年度における競争入札参加資格の審査の申請の日の1年7月前の日の属する事業年度の直後の事業年度終了の日以降にある建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知の写し

エ 申請者が労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる労働災害防止協会のうち建設業に係るものの会員である者であるときは、当該会員であることを証する書類

オ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（告示5の(3)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

カ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）様式第1号）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

- キ 申請者が申請の日において関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく認定を関東地方整備局長から受けているときは、認定証の写し
- ク 申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、入札、契約締結等の権限を年間を通して委任する者を置くときには、建設業許可申請書の営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第1号別紙2(1)又は別紙2(2)）又は変更届出書第2面（同規則様式第22号の2第2面）の写し
- (3) 電子申請に用いる言語等  
電子申請に当たっては、日本語を用いること。  
また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。
- (4) 特定調達契約  
告示2ただし書に規定する一般競争入札参加資格のみの審査を申請しようとする者は、その旨を記載した書類を併せて提出すること。
- 3 審査の結果の通知  
競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。
- 4 競争入札参加資格の有効期間
- (1) (2)以外の者
- ア 平成30年4月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成30年8月1日から平成31年3月31日まで
- イ 平成30年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成30年11月1日から平成31年3月31日まで
- ウ 平成30年10月1日から同年11月16日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成31年1月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成31年3月31日まで
- 5 その他
- (1) 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の審査の受付期間等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
- (2) 問合せ先  
栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 ☎028-623-2390）

○平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格の審査の受付期間等  
平成30年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成30年栃木県告示第116号）1の県が発注する測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の受付期間等を定めたので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第150条第2項（同規則第159条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

1 受付期間

平成30年4月1日から同年11月16日まで

2 申請方法

(1) 電子申請

競争入札参加資格の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う申請（以下「電子申請」という。）によること。

## (2) 提出書類及び提出先

申請者は、電子申請の完了後に表示される当該電子申請において入力した情報を示す画面を印刷したものに次に掲げる書類を添えて、栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 ☎028-623-2390）に郵送により提出すること。ただし、アに掲げる書類のうち、国税電子申告・納税システムからダウンロードした電子納税証明書を電子申請の際に送信したものについては、郵送により提出することを要しない。

なお、提出する際は、それらの書類を同封した封筒に「栃木県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格申請提出書類在中」と明記すること。

ア 申請者が主たる営業所を県内に有する者であるときは、県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県提出用）（以下「県税納税証明書」という。）並びに税務署で発行する消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3の2）又は（その3の3）

また、申請者が主たる営業所を県外に有する者であって、法人であるときは税務署で発行する法人税及び消費税に係る納税証明書（その3の3）及び県税納税証明書、個人であるときは税務署で発行する申告所得税及び消費税に係る納税証明書（その3の2）及び県税納税証明書（県税納税証明書は、本県に納税義務を有する者に限る。）

イ 申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（同法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同法第69条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、同法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上雇用しているときは、管轄公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号から様式第6号の4までのいずれか）の控えの写し

また、申請者が申請の日前の直近の6月1日現在において障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主以外の者であって、障害者を1人以上雇用しているときは、障害者の雇用を証する書類

ウ 申請者が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているときは、一般事業主行動計画策定・変更届（次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）様式第1号）の控えの写し

また、申請者が次世代育成支援対策推進法第13条の規定による基準に適合する一般事業主である旨の認定を所轄都道府県労働局長から受けたとき（同法第15条の規定による認定の取消しがあったときを除く。）は、基準適合一般事業主認定通知書の写し

エ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書又はその写し

オ 申請者が品質マネジメントシステムに関する国際標準化機構（ISO9001）の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び付属書の写し

カ 申請者が環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構（ISO14001）の認証を取得しているときは、当該認証を証する登録証及び付属書の写し

キ 申請者が法人であるときは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

ク 申請者が法人であるときは、申請をする日の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表、個人であるときは同日の直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

〔注〕申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、アからカまでに掲げる書類、キ及びクに掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出すること。

## (3) 電子申請に用いる言語等

ア 電子申請に当たっては、日本語を用いること。

また、電子申請に使用できる漢字は、J I S第1水準及び第2水準とする。これ以外の漢字を使用している場合は、使用できる他の漢字又はカタカナに置き換えること。

イ 電子申請に際し入力される金額、電子申請に際し送信する測量等実績調書等に記録される金額及び提出書類に記載される金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を入力し、記録し、又は記載すること。

3 審査の結果の通知

競争入札参加資格の審査の結果については、申請者宛て郵送により通知する。

4 競争入札参加資格の有効期間

(1) (2)以外の者

ア 平成30年4月1日から同年6月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成30年8月1日から平成31年3月31日まで

イ 平成30年7月1日から同年9月30日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成30年11月1日から平成31年3月31日まで

ウ 平成30年10月1日から同年11月16日までに2の(2)の規定による郵送（同日までの消印のあるものに限る。）をし、競争入札参加資格が認められた者 平成31年1月1日から同年3月31日まで

(2) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格のみの審査の申請をし、特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた者 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格が認められた日の翌日から平成31年3月31日まで

5 問合せ先

栃木県県土整備部監理課建設業担当（〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 ☎028-623-2390）

（監理課）

○土地区画整理組合理事の退任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について退任した旨の届出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	氏名	住所	届出年月日
小山市思川西部土地区画整理組合	橋本 博	小山市大字立木1072番地	平成30年2月13日

○都市計画決定図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30年3月16日に決定した、足利佐野都市計画地区計画（あがた駅南産業団地地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30年3月16日に決定した、足利佐野都市計画地区計画（あがた工業団地地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30年3月16日に決定した、足利佐野都市計画地区計画（羽刈工業団地地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30年3月16日に決定した、足利佐野都市計画地区計画（荒金工業団地地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30年3月16日に決定した、足利佐野都市計画地区計画（久保田工業団地地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30年3月16日に決定した、足利佐野都市計画地区計画（樺崎工業団地地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成30年3月16日に決定した、足利佐野都市計画地区計画（毛野東部工業団地地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年3月16日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（西久保田工業団地地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年3月16日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（足利インター・ビジネスパーク地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年3月16日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（堀里ニュータウン東地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年3月16日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（堀里ニュータウン西地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

足利市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30年3月16日に変更した、足利佐野都市計画と畜場（栃木県足利・佐野市と畜場組合）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年3月16日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上蒲生字隅ノ内854番1、854番2、855番1、855番2 (開発行為に関する工事) 河内郡上三川町大字上蒲生字隅ノ内854番1地先、855番1地先	宇都宮市石井町2992番地127	株式会社パースハウジング
河内郡上三川町大字西汗字山ノ神1113番1	河内郡上三川町大字西汗1113番地2	野 沢 優 二 野 沢 詩 織
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字三日市3980番1、3981番1、3985番1の一部、3981番1地先	東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン・イレブン・ジャパン
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字下原3920番2	芳賀郡芳賀町大字下高根沢3935番地41	上 村 友 美 上 村 彰 人
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字下原3922番8、3922番10	芳賀郡芳賀町大字下高根沢3922番地7	塩 田 知 恵 子 塩 田 達 也

下野市本吉田字辰巳509番6の一部	宇都宮市峰四丁目8番33号ヴォートルメゾンA棟202号	田 口 智 識
下都賀郡野木町大字佐川野字柴山527番4、528番1、529番1、530番2、531番3	下都賀郡野木町大字佐川野535番地6	有限会社M&A
下都賀郡野木町大字佐川野字上高谷1497番5	小山市大字粟宮1203番地4 C o C o V103号	館 野 隼 人
矢板市片岡字高倉2446番168の一部、2446番169の一部 (開発行為に関する工事) 矢板市片岡字高倉2446番2の一部	矢板市川崎反町303番地	社会福祉法人ともいき会
さくら市馬場字金井180番、181番、182番、183番、184番、185番、186番、187番、187番2、188番、192番1、193番1、194番1、239番2、240番2、241番1、242番、244番1、245番、245番2、246番2、247番17、244番1地先、192番1地先、194番1地先、185番地先、242番地先、240番2地先、187番地先、181番地先、245番地先 (開発行為に関する工事) さくら市馬場字金井180番地先、239番4の一部、239番4地先、241番4、244番4、244番4地先、247番9の一部、北草川二丁目21番5の一部、卯の里一丁目68番1の一部	福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地	株式会社ダイユーエイト

(都市計画課)

### 選挙管理委員会

#### 栃木県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党栃木県柔道整復師会支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成20年9月26日栃木県選挙管理委員会告示第48号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成19年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県柔道整復師会支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	71,500円	
ア 前年繰越額	0円	
イ 本年收入額	71,500円	
(2) 支出総額	0円	
(3) 翌年への繰越額	71,500円	を

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	71,500円
(ア) 自由民主党栃木県支部連合会	71,500円
合 計	71,500円 」

## 「1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円	に改める。
(2) 支出総額	0円	
(3) 翌年への繰越額	0円	

## 栃木県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党栃木県柔道整復師会支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成21年9月25日栃木県選挙管理委員会告示第74号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成20年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県柔道整復師会支部」の収支報告書の要旨のうち

## 「1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	146,250円	
ア 前年繰越額	71,500円	
イ 本年收入額	74,750円	
(2) 支出総額	0円	
(3) 翌年への繰越額	146,250円	を

## 2 収入・支出の内訳

## (1) 収入の内訳

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	74,750円	
(ア) 自由民主党栃木県支部連合会	74,750円	
合 計	74,750円	」

## 「1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円	に改める。
(2) 支出総額	0円	
(3) 翌年への繰越額	0円	

## 栃木県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党栃木県柔道整復師会支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成22年11月26日栃木県選挙管理委員会告示第112号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成21年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県柔道整復師会支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	146,250	
前年繰越額	146,250	を
2 支出総額	0	」

「1 収入総額	0	に改める。
2 支出総額	0	

## 栃木県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について

て、自由民主党栃木県柔道整復師会支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成23年11月25日栃木県選挙管理委員会告示第67号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成22年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県柔道整復師会支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	219,700	
前年繰越額	146,250	
本年収入額	73,450	を
2 支出総額	0	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(59人)	73,450」
「1 収入総額	0	に改める。
2 支出総額	0	」

栃木県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党栃木県柔道整復師会支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成24年11月30日栃木県選挙管理委員会告示第94号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成23年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県柔道整復師会支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	293,150	
前年繰越額	219,700	
本年収入額	73,450	を
2 支出総額	0	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(59人)	73,450」
「1 収入総額	0	に改める。
2 支出総額	0	」

栃木県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党栃木県柔道整復師会支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成25年11月29日栃木県選挙管理委員会告示第66号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成24年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県柔道整復師会支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	366,600	
前年繰越額	293,150	
本年収入額	73,450	を
2 支出総額	0	

3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(59人)	73,450	」
「1 収入総額		0	
2 支出総額		0	」に改める。

#### 栃木県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党栃木県柔道整復師会支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成26年11月28日栃木県選挙管理委員会告示第56号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成25年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県柔道整復師会支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額		446,550	
前年繰越額		366,600	
本年収入額		79,950	
2 支出総額		50,000	
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(67人)	79,950	を
4 支出の内訳			
政治活動費		50,000	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)		50,000	
寄附・交付金		50,000	」
「1 収入総額		0	
2 支出総額		0	」に改める。

#### 栃木県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、栃木県柔道整復師政治連盟から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成26年11月28日栃木県選挙管理委員会告示第56号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成25年に係る収支報告書の要旨において、「栃木県柔道整復師政治連盟」の収支報告書の要旨のうち

「4 支出の内訳			
経常経費		1,414,065	
人件費		1,414,065	
政治活動費		3,553,354	
組織活動費		2,044,989	を
調査研究費		2,800	
寄附・交付金		1,500,000	
その他の経費		5,565	」
「4 支出の内訳			
経常経費		1,414,065	
人件費		1,414,065	
政治活動費		3,553,354	

組織活動費	1,994,989	に改める。
調査研究費	2,800	
寄附・交付金	1,550,000	
その他の経費	5,565	」

栃木県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党栃木県柔道整復師会支部から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成27年11月27日栃木県選挙管理委員会告示第68号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成26年に係る収支報告書の要旨において、「自由民主党栃木県柔道整復師会支部」の収支報告書の要旨のうち

「1 収入総額	480,400	
前年繰越額	396,550	
本年収入額	83,850	
2 支出総額	50,000	
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(71人) 83,850	を
4 支出の内訳		
政治活動費	50,000	
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕	50,000	
寄附・交付金	50,000	」
「1 収入総額	0	
2 支出総額	0	」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、栃木県柔道整復師政治連盟から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成27年11月27日栃木県選挙管理委員会告示第68号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成26年に係る収支報告書の要旨において、「栃木県柔道整復師政治連盟」の収支報告書の要旨のうち

「4 支出の内訳		
経常経費	859,585	
人件費	802,130	
事務所費	57,455	
政治活動費	4,792,951	
組織活動費	2,267,363	
選挙関係費	1,000,000	を
機関紙誌の発行その他の事業費	21,600	
宣伝事業費	21,600	
寄附・交付金	1,500,000	
その他の経費	3,988	」
「4 支出の内訳		

経常経費	859,585	
人件費	802,130	
事務所費	57,455	
政治活動費	4,792,951	
組織活動費	2,217,363	に改める。
選挙関係費	1,000,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	21,600	
宣伝事業費	21,600	
寄附・交付金	1,550,000	
その他の経費	3,988	」

#### 栃木県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、当該総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、当該総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

平成30年3月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

- 1 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の50分の1の数  
32,939人
- 2 県の議会の議員及び知事選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
305,868人
- 3 県の議会の議員の宇都宮市・上三川町選挙区における選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数  
142,366人
- 4 県の議会の議員の各選挙区（宇都宮市・上三川町選挙区を除く。）における選挙権を有する者の総数の3分の1の数
 

足利市選挙区	41,764人
栃木市選挙区	45,060人
佐野市選挙区	33,407人
鹿沼市選挙区	27,565人
日光市選挙区	24,136人
小山市・野木町選挙区	52,249人
真岡市選挙区	21,569人
大田原市選挙区	20,047人
矢板市選挙区	9,377人
那須塩原市・那須町選挙区	39,839人
さくら市・塩谷郡選挙区	23,818人
那須烏山市・那珂川町選挙区	12,757人
下野市選挙区	16,679人
芳賀郡選挙区	18,300人
壬生町選挙区	11,020人

# 監 査 委 員

## 栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月16日

栃木県監査委員	佐藤良
同	亀田清
同	金井弘行
同	石崎均

### 第1 監査事項

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

### 第2 監査対象期間

監査実施月	監 査 対 象 期 間	備 考
平成30年1月	平成28年度 平成28年度及び平成29年度（9月末現在） 平成28年度及び平成29年度（10月末現在）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与事務（児童手当を含む。）については予備監査実施日まで</li> <li>・県土整備部出先機関の監査対象期間は平成28年度</li> </ul>
平成30年2月	平成28年度 平成28年度及び平成29年度（10月末現在） 平成28年度及び平成29年度（11月末現在）	

### 第3 監査の結果

(県土整備部)

監査対象機関名	監査年月日	監 査 の 結 果 及 び 意 見
安 足 土 木 事 務 所	平成30年1月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿 沼 土 木 事 務 所	平成30年1月23日	工事事務のうち、河川砂防施設づくり事業費（県単）に係る橋梁復旧工事の設計積算において、構造物とりこわし工の低騒音・低振動対策の適用を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件118千円、橋脚躯体工、擁壁工等の養生区分を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件205千円あった。
		委託事務のうち、道路保全事業費（県単）に係る道路維持管理業務委託の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件486千円あった。
宇 都 宮 土 木 事 務 所	平成30年1月26日	工事事務のうち、安全な川づくり事業費（補助）に係るPC橋上部工事の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件388千円あった。
		工事事務のうち、安全な川づくり事業費（補助）に係る護岸工事の設計積算において、重建設機械の輸送等に要する運搬費を計上しなかったことにより、設計額が過小となっているものが1件1,123千円あった。
		工事事務のうち、街路づくり事業費（補助）に係る電線共同溝工事の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件1,771千円あった。

真岡土木事務所	平成30年2月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下水道管理事務所	平成30年2月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
公園事務所	平成30年2月2日	工事事務において、総合スポーツゾーン整備費に係る野球場芝生舗装工事の設計積算において、市街地補正区分の適用を誤ったことにより、設計額が過小となっているものが1件507千円あった。

## (教育委員会)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果及び意見
宇都宮白楊高等学校	平成30年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮商業高等学校	平成30年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
馬頭高等学校	平成30年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
矢板高等学校	平成30年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
盲学校	平成30年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
わかくさ特別支援学校	平成30年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
岡本特別支援学校	平成30年1月12日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野松桜高等学校	平成30年1月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利清風高等学校	平成30年1月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
国分寺特別支援学校	平成30年1月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木特別支援学校	平成30年1月16日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
石橋高等学校	平成30年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山西高等学校	平成30年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山城南高等学校	平成30年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木翔南高等学校	平成30年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子芳星高等学校	平成30年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
益子特別支援学校	平成30年1月19日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市高等学校	平成30年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市工業高等学校	平成30年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
学悠館高等学校	平成30年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野高等学校 （「佐野高等学校附属中学校」を含む。）	平成30年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利高等学校	平成30年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利女子高等学校	平成30年1月23日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮北高等学校	平成30年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮中央女子高等学校	平成30年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡女子高等学校	平成30年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
大田原女子高等学校 （「大田原東高等学校」を含む。）	平成30年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

矢板東高等学校 （「矢板東高等学校附属 中学校」を含む。）	平成30年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
さくら清修高等学校	平成30年1月26日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
河内教育事務所	平成30年2月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
芳賀教育事務所	平成30年2月2日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
塩谷南那須教育事務所	平成30年2月2日	給与事務のうち、扶養手当等において、認定後の受給要件の確認に際し、扶養親族を誤認したことから、過支給となっているものが1件142,549円あった。
上都賀教育事務所	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
下都賀教育事務所	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須教育事務所	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
安足教育事務所	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮東高等学校 （「宇都宮東高等学校附 属中学校」を含む。）	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮南高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮清陵高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
宇都宮工業高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼南高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
鹿沼商工高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
日光明峰高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
上三川高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
小山高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木女子高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木農業高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木工業高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
栃木商業高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
壬生高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
佐野東高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利南高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利工業高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
真岡北陵高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
茂木高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
烏山高等学校	平成30年2月28日	給与事務のうち、期末手当において、育児休業に係る除算期間の計算を誤ったことから、支給不足となっているものが1件101,353円あった。

大田原高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒羽高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須拓陽高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須清峰高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
黒磯高等学校	平成30年2月28日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定を誤ったことから、支給不足となっているものが1件319,336円あった。
高根沢高等学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
聾 学 校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
のぞわ特別支援学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
富屋特別支援学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
特別支援学校宇都宮青葉高等学園	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
今市特別支援学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利特別支援学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
足利中央特別支援学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
那須特別支援学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。
南那須特別支援学校	平成30年2月28日	指摘事項に該当するものは認められなかった。

※指摘事項：事務が著しく不適正又は経済性、効率性及び有効性の視点から著しく不適切と認められるもの

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月16日

栃木県監査委員 佐藤 良  
 同 亀田 清  
 同 金井 弘 行  
 同 石崎 均

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 対 象 年 度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
栃 木 県 土 地 開 発 公 社	平成30年1月19日	平成28年度	団体の運営状況及び次の債務保証に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・事業資金借入に係る債務保証	団体の運営及び債務保証に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 宇 都 宮 学 園	平成29年11月21日	平成28年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。

学 校 法 人 矢 板 中 央 高 等 学 校	平成29年 11月14日	平成28年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金 ・結核予防費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 永 井 学 園	平成29年 12月19日	平成28年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小・中・高校運営費補助金 ・私立高等学校授業料減免補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
株 式 会 社 日 光 自 然 博 物 館	平成29年 11月14日	平成28年度	団体の運営状況及び公の施設の管理状況 ・出資金 ・栃木県立日光自然博物館 ・奥日光地区駐車場 ・中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	団体の運営及び公の施設の管理は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
地 方 独 立 行 政 法 人 栃 木 県 立 が ん セ ン タ ー	平成29年 11月21日	平成28年度	団体の運営状況及び次の負担金等に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・（地独）栃木県立がんセンター事業負担金 ・地方独立行政法人栃木県立がんセンター貸付金 ・新人看護職員研修事業費補助金 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	団体の運営及び負担金等に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 木 嶋 学 園	平成29年 11月28日	平成28年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・幼稚園運営費補助金 ・幼稚園緊急環境整備事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
学 校 法 人 清 芳 学 園	平成29年 10月24日	平成28年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・幼稚園運営費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
大 田 原 商 工 会 議 所	平成29年 12月19日	平成28年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・小規模企業経営支援事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公 益 財 団 法 人 大 谷 地 域 整 備 公 社	平成30年 1月12日	平成28年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・出資金 ・公益財団法人大谷地域整備公社安全対策推進事業費補助金	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

大 高 商 事 グ ル ー プ 代 表 者 株 式 会 社 大 高 商 事	平成30年 1月30日	平成28年度	公の施設の管理状況 ・ 栃木県立宇都宮産業展示館	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
一 般 社 団 法 人 と ち ぎ 農 産 物 マ ー ケ テ ィ ン グ 協 会	平成29年 12月22日	平成28年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・ 出資金 ・ 農産物マーケティング推進事業費補助金 ・ 県産農産物リーディングブランド育成対策事業費補助金 ・ とちぎ農産物輸出拡大事業費補助金 ・ とちぎの園芸活力創造総合推進事業費補助金	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。
東 野 交 通 株 式 会 社	平成30年 1月30日	平成28年度	次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・ 栃木県バス運行対策費補助金 ・ 栃木県生活バス路線維持費補助金 ・ 人にやさしいバス整備事業費補助金	補助金に係る事業は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
と ち ぎ 県 南 不 動 産 業 協 同 組 合	平成29年 11月10日	平成28年度	公の施設の管理状況 ・ 足利地区県営住宅 ・ 佐野地区県営住宅	公の施設の管理は、目的に沿って適正に執行されたものと認められた。
公 益 財 団 法 人 栃 木 県 暴 力 追 放 県 民 セ ン タ ー	平成30年 1月16日	平成28年度	団体の運営状況及び次の補助金に係る出納その他の事務の執行状況 ・ 出資金 ・ 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター補助金	団体の運営及び補助金に係る事業は、設立目的等に沿って適正に執行されたものと認められた。

## 労 働 委 員 会

### 栃木県労働委員会告示第1号

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、審査の期間の目標を1年3月と定め、告示の日以後に同法第27条第1項の申立てがあった不当労働行為事件から適用し、労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標（平成17年栃木県労働委員会告示第1号）は、廃止する。

平成30年3月16日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

## 正 誤

発 行 番 号	ペ ー ジ	行	正	誤
---------	-------	---	---	---

平成14年 号外第78号	4	下から7	渡邊 道仁	渡邊 道仁
	5	下から9	渡邊 道仁   渡邊 道仁	渡邊 道仁   渡邊 道仁
平成15年 号外第102号 別 冊	91	25	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成16年 号外第83号 別 冊	91	下から15	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成17年 号外第96号 別 冊	84	下から18	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成18年 号外第102号 別 冊	88	下から35	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成19年 号外第101号 別 冊	84	下から10	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成20年 号外第93号 別 冊	95	21	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成21年 号外第94号 別 冊	88	26	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成22年 号外第113号 別 冊	58	21	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成23年 号外第102号 別 冊	56	2	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成24年 号外第98号 別 冊	57	下から15	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成25年 号外第81号 別 冊	54	2	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成26年 号外第68号 別 冊	51	26	渡邊 道仁	渡邊 道仁
平成27年 号外第74号 別 冊	50	37	渡邊 道仁	渡邊 道仁